

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年6月8日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 17 号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「し、8月1日に更新」を削り、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 市長は、職権により調査し、受給者が引き続き対象者の要件に該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の更新をするものとする。

4 前2項の規定による更新がされたときは、新たな受給者証は、8月1日からその効力を生じる。

第10条の4第1項本文中「し、8月1日に更新」を削り、同条第2項中「毎年6月1日から同月30日までの間に認定申請書に前条第1項に規定する書類を添えて」を「前項ただし書の場合を除き、認定証の有効期限の到来後引き続き前条第1項の認定を受けようとするときは、毎年8月31日までに」に、「申請することができる」を「申請しなければならない」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

4 第4条第4項の規定は、第2項の規定による更新がされたときについて準用する。この場合において、第4条第4項中「受給者証」とあるのは、「認定証」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)